

# 山梨県公報

第千九百五十三号

平成二十一年

六月四日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除の予定……………二八九

道路の区域変更……………二八九

道路の供用開始……………二八九

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書……………二九〇

山梨県手数料条例別表第二第百八十の項及び同表第百八十一の項の規定に基づく知事が定める者……………二九〇

### 公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二九一

国土調査の成果の認証……………二九一

土地改良区役員の退任及び就任……………二九一

営業所の所在地を確知できない建設業者……………二九二

開発行為に関する工事の完了について（三件）……………二九二

## 告示

### 山梨県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

甲州市塩山秋原字萩原山四七八三の六三七・四七八三の六七八から四七八三の六九〇・四七八三の七一五・四七八三の七六四・四七八三の九一五・四七八三の九四

一・四七八三の九四二（以上十九筆国有林）、四七八三の六七七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四七八三の七一六、四七八三の七一七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 平沢千野線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山竹森字岩下官有無番地地先から 甲州市塩山千野字小山平五六〇番の七地先 まで	三三三・四 五七・七	三三三・四 五七・七	一三三〇・〇	一三三〇・〇

### 山梨県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年六月二十五日まで一般の縦覧に供

する。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山西割字西ノ原 二〇九一番の一地先から 北杜市高根町村山西割字神ノ木 二四〇五番の三地先まで	一八〇・〇	平成二十一年六月四日

山梨県告示第百八十四号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則平成二十一年国土交通省令第二号(第二条第一項に規定する知事が必要と認める図書を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる認定基準に適合しているかどうかの審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が作成した当該基準に適合していることを示す書類

二 住宅品質確保法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う同法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。)第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写し(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこ

れと同等の確認書を含む。)

三 住宅品質確保法第四十条に規定する住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、住宅品質確保法施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

四 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成二十一年国土交通省告示第百九号)第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、住宅品質確保法第五十九条第二項に規定する証明書その他の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

五 第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る敷地が次に掲げる協定等の区域内にある場合にあつては、当該協定等に適合する旨を確認することができる図書

- 1 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十九条に規定する建築協定
- 2 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等
- 3 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画
- 4 景観法第八十一条第一項に規定する景観協定

六 次に掲げる区域内において認定を受けようとする場合は、長期優良住宅建築等計画に係る住宅について、その区域の存する市町村の長が長期に渡って存続できると認めたと示す書類

- 1 都市計画法第四条第四項に規定する促進区域
- 2 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域
- 3 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業の区域
- 4 都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域
- 5 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第八条第一項の告示があつた日後における同法第二条第三項に規定する改良地区の区域

七 山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)により届出が必要な場合は、同条例に適合する旨を確認することができる図書

八 富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例(平成二十年富士吉田市条例第三十九号)により届出が必要な場合は、同条例に適合する旨を確認することができる図書

山梨県告示第百八十五号